

会 議 録

1 会議の名称	総務常任委員会
2 日 時	令和 7年 9月10日 (水) 午前 9時30分 開会 午前 9時40分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (6人)	多田 巖 森尾 武史 中山 真由美
	前田 秀資 八島 満雄 大垣 真一
5 欠 席 者	勝又 澄子
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	次長 主任主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第11号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情  
結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【茅田巖議員】 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第11号、「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等につきましては、配付した資料のとおりです。

それでは、本件について意見等をお願いいたします。

○委員【八島満雄議員】 それでは、「陳情第11号、「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情」について意見を述べます。

陳情者は、陳情の理由に、やってもいない犯罪で有罪にされた冤罪を救いたいと切に願いながら、犯人とされた本人や家族の人生を破壊し、生命すら奪う国の人権侵害の救済を願う再審の手續を求めた法律、再審法の法改正を主張されています。

冤罪とは何から生まれるのかを探ると、自白の強要や取調べの偏り、証拠の隠蔽や不十分な開示、科学鑑定の誤り、DNA鑑定や筆跡などの不確実性、目撃証言の不正確さ、弁護側の活動制約や不十分さ等々が原因とされ、いずれも不安材料であり、人権の侵害が垣間見えます。

これらのことから、冤罪が発生や確定しないように近年では改善を図られ、取調べの録音、録画、あるいは取調べの可視化の義務化、再審制度の見直し、検察証拠全面開示の拡大、科学鑑定の精度向上など、改善の方向性は担保されていると思われませんが、決め手に欠く状況であることは、新聞紙上の報道からもうなずけられます。

しかし、なぜこのような陳情請求があるのか。心配事が起こるのか。懸念されることを追い求めてみると、陳情者は、裁判官、検察官によって再審請求手續の審理の在り方に大きなばらつきがあるということを指摘されています。これらの現行法、刑事訴訟法第435条以下には、再審の門が狭い、検察の証拠開示が不十分などの批判があります。つまり、捜査開始からの証拠全面開示とはなっていない状況があるようです。陳情者は、そのことを、現行法ではそのような証拠が全面開示で提出される制度的保障がないことを強く述べておられます。

同時に、検察官の不服申立権の制限を訴えておられます。このことは、検察官は、公益の代表者として誤った再審開始による混乱を避ける意味では、不服申立ては機能として必要なことだと思われれます。しかし、著名な事件での乱発は行き過ぎでありました。実際の再審制度のいたずらな年限がかかった袴田事件等の例

で見ると、制限もやむなしの感じがいたします。

このようなことから、捜査状況を考えてみますと、現行法での裁判所の訴訟指揮と検察官の対応次第で有罪か無罪かが生まれ、莫大な年限の喪失が生まれ、冤罪被害者を救済させないことが起こり得る要因を生むこととなります。これは国民からすれば大きな人権侵害の余地が存在することだと判断します。

以上のことから、検察官の不服申立権の制限、証拠開示制度の拡充、再審手続の迅速化、冤罪被害者の支援、補償の拡大等のための再審法改正はやむを得ない状況にあると判断いたします。

総合的に再審制度の抜本的な改革を速やかに行うよう、地方自治法第99条の趣旨を生かした再審法改正を求める意見書の提出に賛成の意見といたします。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 それでは、私からも意見を申し上げます。

刑事裁判の再審は、冤罪で有罪となった人を救済する仕組みです。以前から制度の不備が指摘されてきていますが、見直しの機運が高まっています。

この制度の問題点は、開かずの扉と言われるハードルの高さと、そして、時間がかかることです。ある例では、最初の申立てから再審が決まるまで実に40年以上かかりました。再審に関する法律の規定が不十分なことが認められにくく、長期化する原因だと言われています。法務検察当局は、制度の見直しに慎重ですが、一旦確定した判決を変更することで、法秩序への信頼が損なわれるおそれがあるとのことですが、無実の人を罰することは国家による重大な人権侵害であり、弊害ははるかに大きいと言わざるを得ません。

この3月には、超党派の国会議員により、早期の法改正を目指す議員連盟が結成されました。地方議会でも法改正を求める意見書の採択が広がっており、当議会においても採択することは妥当であると思います。

以上。

○委員【中山真由美議員】 私からも陳情第11号について意見を述べます。

本陳情は、本来、冤罪被害者を救済するための再審制度が、再審のルールが存在しないことから、担当する裁判官の裁量によって再審請求手続の審理の在り方に大きなばらつきが生じていることや、特に検察官の不服申立てにより裁判が長期化しているとのことなどが挙げられています。近年では、冤罪として事件発生、逮捕から58年の袴田事件、逮捕から38年の福井女子中学生殺人事件などがあり、現行の再審法は75年以上改正されていないことも問題と考えます。

本年6月18日、衆議院に刑事訴訟法の一部を改正する法律案が提出され、その後、衆議院法務委員会に付託され、閉会中審査となっておりますので、再審法が冤罪を生まない、また、冤罪被害者を救済する法改正となるよう期待して、本陳情に賛成といたします。

以上です。

○委員【森尾武史議員】 では、私からも「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情について賛成の立場から意見を述べます。

陳情者が訴えたとおり、現行の再審制度は冤罪被害者の救済という本来の目的を果たすには不十分であり、制度設計、運用の両面に大きな課題があると感じます。特に、証拠開示規定が法的に定められていない点は、弁護側の立証活動を著しく制限し、真実の解明を妨げています。再審請求においては確定してしまった判決を覆すために新証拠の提出が求められますが、そもそもその証拠にアクセスできない、開示されにくい状況では、制度が機能しているとは言えません。また、再審請求手続に対して検察が抗告できる現行制度は、冤罪救済のスタートラインに立つことすら困難なものにする要因となっています。

再審は例外的な手続とされますが、そうであるならば、なおさら、より厳格で透明な制度設計が必要です。陳情者が求める証拠開示の制度化、検察官の抗告禁止、これはいずれも再審制度の実効性を高め、冤罪被害者の人権を守るために不可欠な改革と考えます。

再審制度は司法の過ちを正し、冤罪者を救う最後の砦です。無実の人が長期間自由を、人生を奪われ続けることは、法治国家として許されるべきではありません。地方制度の信頼性を担保するためにも、これらの改革は一刻も早く実現されるべきであり、国会や法務省はこの訴えを真摯に受け止め、一刻でも早く制度の改正に臨んでいただきたいと思えます。

以上です。

○委員長【刃田巖議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。それでは、本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【刃田巖議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【刃田巖議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前9時40分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和7年9月10日

総務常任委員会

委員長 茅 田 嚴